新潟市立結小学校いじめ防止基本方針

令和8年10月1日 改定

1 意義

本校は、教育目標『**「立志」を育み 「気概」を養う**』の具現化に向け、児童一人一人が自らの目標に向かって主体的に行動するとともに、互いの人格や価値を尊重し、協働してよりよい生活を築く力の育成を目指している。

いじめは、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすとともに、生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれのある深刻な人権侵害である。また、いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものであり、学校全体で未然防止及び早期発見・早期対応に取り組む必要がある。

本校では、「いじめ防止対策推進法」及び「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針（令和8年4月1日改定）」に基づき、いじめの防止等に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、「新潟市立結小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本基本方針に基づき、全教職員がいじめ問題に対する共通理解を図り、児童の生命及び心身の安全を守るとともに、家庭、地域及び関係機関との連携を図りながら、いじめを許さない学校づくりを推進する。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

（1）基本理念

本校は、すべての児童が安心して学校生活を送り、互いのよさを認め合いながら成長できる教育環境の実現を目指す。そのため、いじめを「しない、させない、見逃さない」という意識を全教職員、児童、家庭及び地域で共有し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に組織的に取り組む。また、教育目標『**「立志」を育み 「気概」を養う**』に基づき、自分の目標に向かって努力する力、自他を尊重する心、困難に対して主体的に向き合う態度を育成し、児童が互いに支え合い、高め合う学校風土の醸成を図る。

（2）いじめの定義

「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法」第2条に規定されているとおり、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（3）いじめ防止に向けた基本認識

本校では、以下の基本認識に立ち、いじめ防止等の取組を推進する。

① いじめは重大な人権侵害である

いじめは、児童の人格や尊厳を傷付ける行為であり、決して許されるものではないことを全教職員が認識する。

② いじめは、どの児童にも起こり得る

いじめは、被害者にも加害者にもなり得る問題であることを踏まえ、すべての児童を対象とした未然防止の取組を推進する。

③ いじめは早期発見・早期対応が重要である

日常的な児童理解を基盤として、小さな変化や児童の発するサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応する。

④ 学校全体で組織的に対応する

いじめへの対応については、特定の教職員が抱え込むことなく、校内組織を中心に情報共有を図り、学校全体で対応する。

⑤ 児童の主体的な取組を推進する

いじめ防止は、教職員だけが行うものではなく、児童自身がよりよい人間関係を築く力を育むことが重要である。児童が主体的に考え、行動する活動を通して、いじめを許さない態度の育成を図る。

(4)学校として目指す姿

本校は、すべての児童が「自分は大切にされている」「自分にはできることがある」と実感できる学校づくりを推進する。そのため、以下の取組を重点的に進める。

- 児童一人一人のよさや可能性を認める教育活動を推進する。
- 互いの違いを認め、尊重し合う人間関係づくりを進める。
- 児童が安心して相談できる教育相談体制を整備する。
- 教職員が児童理解を深め、信頼関係に基づいた指導を行う。
- 家庭及び地域との連携を図り、児童を見守る体制を整える。

3 いじめの未然防止

(1)基本的な考え方

いじめを未然に防止するためには、すべての児童が安心して学校生活を送り、互いを尊重し認め合う人間関係を築くことができる教育環境を整備することが重要である。本校では、日々の教育活動全体を通して、児童の自己有用感や自己肯定感を高めるとともに、他者を思いやり、協働して生活する態度を育成する。また、いじめを生まない学校風土を醸成するため、教職員が児童理解に努め、児童一人一人の状況に応じたきめ細かな指導を行う。

(2)児童の自己有用感・自己肯定感を高める教育活動

児童が「自分は認められている」「自分も役に立つ存在である」と実感できることは、よりよい人間関係を形成する基盤となる。本校では、教育目標「立志を育み　気概を養う」の具現化に向け、児童一人一人が目標をもち、主体的に活動する機会を設定する。

具体的には、以下の取組を推進する。

- わかる授業、できる授業づくり(かかわりのある授業づくり)
- 児童が自分のよさや可能性に気付く教育活動の充実
- 学習活動や学校行事等における役割や責任を果たす機会の設定
- 児童の努力や成長を認め、価値付ける指導の充実(グッジョブカード)
- 異学年交流や協働活動を通した人間関係形成能力の育成(縦割り班活動・ピアサポートプログラム)

これらの取組を通して、自分自身を大切にするとともに、他者を尊重する態度の育成を図る。

(3)人権教育・道徳教育の充実(新潟市いじめ未然防止に向けたプログラムによる)

いじめの防止には、児童が生命の尊さや人権尊重の精神を理解し、相手の立場に立って考え、行動する力を身に付けることが重要である。

本校では、学校教育全体を通して人権教育及び道徳教育の充実を図り、以下の資質・能力の育成に努める。

- 自他の生命や人格を尊重する態度
- 相手の気持ちを考え、思いやりをもって関わる力

- 差別や偏見、いじめを許さない態度
- 問題を自分事として捉え、主体的に解決しようとする力

（4）情報モラル教育の推進

情報通信機器や SNS 等の普及に伴い、インターネット上での誹謗中傷や仲間外しなど、見えにくいいじめへの対応が必要となっている。本校では、発達段階に応じた情報モラル教育を実施し、情報社会において適切に判断し行動する力の育成を図る。また、家庭と連携し、インターネットや情報機器の適切な利用について継続的に啓発する。

4 いじめの早期発見

（1）基本的な考え方

いじめの早期発見のためには、日常的な児童理解を基盤とし、児童の小さな変化や困り感を早期に把握することが重要である。本校では、教職員が児童との信頼関係を築き、日常の学校生活における表情、言動、友人関係、生活状況等の変化を丁寧に把握する。また、発見した情報については、教職員間で共有し、組織的な対応につなげる。

（2）児童理解の充実

教職員は、日常的な観察や児童との関わりを通して、一人一人の状況把握に努める。特に、以下のような変化について注意深く見取り、必要に応じて支援を行う。小さな兆候であっても軽視することなく、情報共有を図り、早期対応に努める。

- 表情や態度の変化
- 欠席、遅刻、早退の増加
- 学習意欲や生活態度の変化
- 友人関係の変化
- 持ち物や身体面の変化
- 児童からの相談や訴え

（3）教育相談体制の充実

児童が安心して相談できる環境を整えるため、教育相談体制の充実を図る。

- 日常的な声掛け
- 個別面談
- 教育相談活動
- スクールカウンセラー等との連携

（4）元気アンケート（生活行動アンケート）の実施

・年間3回実施（6月、10月、1月）

・夏休み明けのミニ元気アンケートの実施

・重大事案につながる恐れのある場合は、毎週または毎月行う場合がある。

・即日チェック（管理職へ）及び元気アンケートを基にした「いじめ対応委員会」の実施。

（5）アセス（学校適応感尺度）の実施と分析・学年検討会の実施

・年間2回実施（7月、11月）

（6）家庭との連携

児童の健全な成長を支えるためには、学校と家庭が連携して児童を見守ることが重要である。本校では、保護者から寄せられた相談や情報を適切に受け止め、学校と家庭が共通理解を図りながら対応する。また、学校で把握した状況については、必要に応じて保護者と連携し、児童への支援を進める。

５ いじめへの組織的対応

（1）基本的な対応方針

いじめを認知した場合、またはいじめの疑いがある事案を把握した場合は、校内いじめ速報メモ（早期連絡・相談体制）を活用し、特定の教職員が抱え込むことなく、学校全体で情報共有を図り、組織的に対応する。対応に当たっては、被害を受けた児童の安全確保及び心のケアを最優先とし、児童の立場に寄り添った支援を行う。また、事実確認を適切に行った上で、関係する児童への指導及び支援を実施し、児童相互のよりよい人間関係の回復と再発防止を図る。いじめへの対応については、初期対応を重視するとともに、継続的な見守りを行い、児童が安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努める。

（2）いじめ・生徒指導校内ミーティングの設置

本校では、いじめの防止及び生徒指導上の諸課題への対応を組織的に推進するため、「いじめ・生徒指導校内ミーティング」を設置する。いじめ・生徒指導校内ミーティングでは、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進、児童の状況把握、事案への対応方針の検討及び取組の検証を行う。構成員は以下の通りとする。

＜構成員＞校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー等

＜主な役割＞

- いじめ防止に関する取組の推進及び検証
- 児童の生活状況及び人間関係の把握
- いじめ及び生徒指導上の課題に関する情報共有
- 対応方針及び支援方法の検討
- 関係機関との連携に関する協議

（3）チーム支援による早期対応

いじめの認知又はいじめの疑いがある場合には、速やかに情報共有を行い、必要に応じていじめ・生徒指導校内ミーティングを開催する。対応に当たっては、事案の内容や児童の状況に応じた支援体制を整え、複数の教職員によるチーム支援を行う。支援に当たっては、児童の心理面、学習面、家庭環境等を総合的に把握し、継続的かつ計画的な支援を進める。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、新潟市教育相談センター、教育支援センター等の関係機関と連携し、専門的な助言や支援を受ける。

（4）被害児童への支援

いじめを受けた児童への対応においては、児童の安全確保を最優先とし、安心して学校生活を送ることができる環境の確保に努める。具体的には、以下の取組を行う。

- 児童の不安や苦痛を丁寧に把握する。
- 児童の心情に寄り添った支援を行う。
- 必要に応じて学習面や生活面での支援を行う。
- 保護者と情報共有を図り、連携して支援する。
- 継続的な観察及び見守りを行う。

（5）関係児童への指導・支援

いじめを行った児童に対しては、行為の事実確認を行うとともに、相手の立場や気持ちを理解し、自らの行動を振り返ることができるよう指導する。指導に当たっては、単に責任を追及するだけではなく、児童が自己の課題に気付き、よりよい人間関係を築く力を育成することを重視する。また、周囲で見ていた児童や関係した児童についても、いじめを許さない態度や、困っている友達を支える行動の大切さについて指導する。

6　校内外の連携体制

（1）校内組織による対応

　いじめ防止及び生徒指導上の課題については、校長の指導の下、全教職員が共通理解を図り、組織的に対応する。日常的な情報共有を大切にするとともに、必要に応じて校内組織を開催し、児童への支援及び指導方針を検討する。また、重大事態が予想される場合には、新潟市教育委員会と連携し、必要な組織を設置して対応する。

（2）校区いじめ防止連絡協議会との連携

　いじめ防止の取組を推進するためには、学校だけでなく、地域全体で児童を見守る体制づくりが重要である。新津第二中学校区諸学校と保護者、地域の代表が連携して**新津第二中校区いじめ防止連絡協議会**を組織し、情報共有や取組の協議を行う。地域と学校が一体となって児童の健全な成長を支える体制づくりを推進する。

＜構成員＞校長、PTA 会長、生活指導主任・生徒指導主事、荻川コミュニティ振興協議会会長・副会長、荻川地区健全育成会会長・副会長、荻川地区主任児童員

（3）関係機関との連携

　いじめの内容や状況に応じて、教育委員会、相談機関、福祉関係機関、医療機関、警察等との連携を図る。専門的な支援が必要な場合には、関係機関の助言を受けながら、児童及び家庭への適切な支援を行う。

7　重大事態への対応

（1）重大事態への認識

　重大事態とは、いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、または相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合等をいう。重大事態が発生した場合、学校は新潟市教育委員会へ速やかに報告し、法令及び市の方針に基づいて対応する。

（2）重大事態への対応

　重大事態への対応に当たっては、以下の事項を基本とする。

- 被害児童の安全確保及び心身のケア
- 事実関係の適切な把握
- 保護者への丁寧な説明及び連携
- 教育委員会等関係機関との協力
- 調査及び検証
- 再発防止に向けた取組の推進

　児童及び保護者の心情を十分に踏まえ、誠実かつ適切な対応を行う。